

児童生徒の出席停止等の取扱い（感染・濃厚接触者以外の場合を含む）

浜田市教育委員会 学校教育課

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止等の取扱いは、原則、以下のとおりとする。

状況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	保護者通知 市教委報告
1	感染が判明した場合	治癒するまで、「 <u>学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止</u> 」とする。	必要
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から 2 週間が基本）、 <u>「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」</u> とする。 ※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	必要
3	発熱や風邪症状が見られる場合	<u>「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」</u> とする。 ※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	必要
4	児童生徒に症状はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合	感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、 <u>「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」</u> とすることが可能である。 ※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	必要
5	同居する家族が、濃厚接触者に特定され P C R 検査等を受ける場合	P C R 検査等の結果が判明するまで、「 <u>学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止</u> 」とすることが可能である。 ※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	必要
6	児童生徒又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等で P C R 検査等を受けた場合	P C R 検査等の結果が判明するまで、「 <u>学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止</u> 」とすることが可能である。 ※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	必要
7	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでない判断された場合	<u>「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」</u> とする。 ※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	不要

状況	児童生徒等の出席停止等の取扱い	保護者通知 市教委報告
<p>8 児童生徒に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合</p> <p>(大会出場後に PCR 検査を受ける場合や自宅待機をされる場合も含む)</p>	<p>例えば、感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合、その他校長が必要と認める場合。</p> <p>→「<u>非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日</u>」とする。</p> <p>※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。</p>	不要
<p>9 児童生徒がワクチン接種を受ける場合</p>	<p>「<u>非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日</u>」とする。</p> <p>※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。</p>	不要
<p>10 ワクチン接種後、児童生徒に副反応が出た場合</p>	<p>副反応であるかに関わらず。接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、「<u>学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止</u>」とすることが可能である。</p> <p>また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長が適切に判断する。</p> <p>※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。</p>	必要

※文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2021. 4. 28Ver6」及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して実施することについての考え方及び留意事項等について（文部科学省令和 3 年 6 月 22 日付け事務連絡）」をもとに作成。

【参 考】 令和 2 年 1 月 31 日付け文部科学省事務連絡

校長は、当該感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができます。